

令和8年度 行政評価に係る外部評価意見概要及び市の回答

令和8年8月25日（火）

① コミュニティバス事業

外部評価の意見概要	市の回答
<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は交通弱者の生活を支える事業であり、廃止すべきという意見は委員から一切出なかった。これがなくなれば一気に過疎化が進み、交通弱者が増えてしまう。今後、免許返納者はさらに増加していくため、事業は当然に継続すべきである。黒字が見込めるのであれば民間事業者任せればよく、それができないからこそ市が担う意義がある。 ・コミュニティバスなどの公共交通は赤字となっても必要な事業である。本事業の評価において重要な指標は「収支率」ではなく「利用者数」である。ただし、運行していればよいというのではなく、利用者がいなければ見直していく必要があり、利用者の掘り起こしが求められる。 ・利用者を掘り起こすためには、路線が走っている地域の住民とのコミュニケーションが重要である。千葉市では、公共交通のプラン策定時に地域の自治会と細かく意見交換を行い、ニーズを捉えて時間帯を組んでいる。自治会長と継続的にやり取りし、自治会内で「皆で利用しよう」という機運を作る取り組みも行われている。旭市においても、ルート決定時の意見交換会にとどまらず、自治会等へ利用促進を働きかけ、「コミュニティバスやデマンド交通を使う」という意識を地域に持ってもらう体制を構築すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスとデマンド交通は、自ら移動手段を持たない方々の生活を支える大切な事業だと考えています。いただいたご意見は、旭市地域公共交通会議で共有し、来年度策定する次期地域公共交通計画の議論に生かしていきます。 ・ルートやダイヤについては、現在も地域ニーズや乗降人数の推移を踏まえ、状況の変化に合わせて見直しを行っているところです。運行体制等の制限がある中でも、より利用しやすい設定に向けて引き続き検討していきます。 ・幹線となる路線はバスが担い、それ以外の地域はデマンド交通が補完するという役割分担を基本に、デマンド交通の活用をさらに進め、交通弱者の方が移動に困らないよう対策していきます。

① コミュニティバス事業

外部評価の意見概要	市の回答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 旭駅に電車で到着しても、その時間に接続するバスがない。地域住民が「いつ走ってほしいと思っているのか」という時間帯のニーズを、しっかりと吸い上げる必要がある。高齢者が多い地域であれば、通院に合わせた時間帯と、診療が終わってから帰る時間帯が求められ、朝の通勤時間帯とはニーズが異なる。JRの全便に接続させることは難しいとしても、地域ごとに求められる時間帯は必ず存在する。地元からの声を積み上げてダイヤを決めていくことで、利用の少ない便を減らしていくことができる。 ・ 便やバス停ごとの利用状況を見ると、利用が極めて少ない区間が見受けられる。バス停の見直しやルート再編を検討する際の材料として、乗降人数を考慮した検討を進めてほしい。 ・ 免許を返納した高齢者が病院などへ行きやすいよう、デマンド交通の活用をさらに推進してはどうか。 ・ バス停から遠い地域についてもデマンド交通の活用を進め、コアとなる路線はバスで、それ以外はデマンド交通で補完するという役割分担をうまく構築してほしい。 ・ 車両をよりコンパクトなサイズに変更し、維持経費を抑える工夫の余地はないか検討してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両の小型化については、運行経費の大部分が人件費であることから削減効果は限定的と見込まれますが、車両更新のタイミングにおいて、運行ルートの状況等を踏まえて検討していきます。

② 若者世帯住宅取得奨励金、定住促進奨励金、住宅リフォーム補助金

外部評価の意見概要	市の回答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨今の建築費高騰を踏まえると、支援を新築住宅の取得に限定し続けることは実態に合わない。中古住宅を購入してリフォームする場合も補助対象とするなど、制度を柔軟に組み合わせるべきである。 ・ 住宅リフォーム補助金については、現行制度では「すでに市内に住んでいる方」が対象となるため、転入前に改修を行う場合は対象外となる。「リフォームして移り住んでください」という形で活用できる制度へと改めていく必要がある。 ・ 補助対象となる施工業者を市内業者に限定する仕組みはよい。地域経済を直接的に潤す効果があり、この仕組みは維持すべきである。 ・ 一方で、単純なリフォームに対する補助金は、もはや不要ではないか。もともこの事業を開始した経緯には、国の交付金が当初 45 パーセント程度交付されていたという事情が大きく関係していた。しかし、その補助率は昨年度 11 パーセント、本年度 5 パーセントと急激に低下しており、開始当初の前提が変わっている。リフォーム補助がなくても市外へ引っ越すわけではないため、定住促進としての効果は限定的である。定住促進策と組み合わせる形で、別のやり方を検討すべき時期に来ている。 ・ 成田空港では第 3 滑走路の整備等に伴い、3 万人規模の雇用が不足するとの見通しがある。この新たな雇用拡大を視野に入れ、通勤圏としての移住促進策を、進出企業と連携しながら検討していくべきである。ただし、現状では鉄道による通勤が不便であり、道路整備も課題である。空港西側に偏らず東側にも目を向けてもらうよう、県等への働きかけを継続するとともに、企業とのマッチングについても検討を進めてほしい。定住促進は住宅補助という一手段だけで実現するものではなく、働く場があるかどうかことが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 つの事業は企画政策課と都市整備課に担当課が分かれています。いずれも人口維持・定住促進に関わる施策です。今後は担当課間で連携し、包括的に市の人口を維持できる施策となるよう検討していきます。 ・ 昨今の物価・建築費の高騰により、新築住宅の取得だけではなく、中古住宅のニーズが増えてきていることは認識しています。中古住宅の取得とリフォームを組み合わせた支援や、転入前に改修を行う場合の取扱いも含め、制度の柔軟化を検討します。 ・ 住宅リフォーム補助金については、国の交付金の割合が大幅に低下し、市の負担が増えています。制度開始から 11 年が経過し需要も落ちてきていることから、見直しが必要な時期だと考えています。 ・ 施工業者を市内業者に限定する仕組みは地域経済への効果が高いというご意見をいただきましたので、この考え方は今後も維持します。 ・ 成田国際空港の機能強化に伴う雇用の拡大については、本市が通勤圏としての受け皿になり得ると考えています。道路網の整備について引き続き県などへ働きかけるとともに、企業との連携による移住促進の可能性も検討します。

② 若者世帯住宅取得奨励金、定住促進奨励金、住宅リフォーム補助金

外部評価の意見概要	市の回答
<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した水道管の維持更新が、将来的に極めて困難になることを見据えるべきである。旭市の水道管更新をすべて行えば膨大な費用を要することから、将来的に水道網の縮小は避けられず、指定した区域外に居住する方には自己負担を求めて工事を行う時代が来る可能性がある。 ・住み始めてから縮小方針を告げれば必ず苦情となるため、奨励金の制度設計の段階から、将来のコンパクトシティ化を見込んだ区域設定を行うべきではないか。短期的な視点では切り捨てと受け取られかねず、行政としては声を上げにくい課題であるが、方向性としてコンパクトシティを目指さなければ、いずれ様々な面で問題が生じるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトシティ化については、非常に難しい問題だと認識しています。移住定住施策だけで判断できる課題ではありませんので、都市計画や上下水道、道路など様々な分野の施策も含めて総合的に考えていかなければならないと考えています。

③ 工業団地のカラス・ドバト駆除

外部評価の意見概要	市の回答
<ul style="list-style-type: none"> ・工業団地に企業を誘致し、操業を維持していくために、市が何らかの対策を講じることや、対策を講じている姿を示すこと自体は否定しない。しかし、現在の予算の使い方が適切かどうかは、かなり疑問である。 ・現状は年間 24 回、猟友会に空気銃で駆除してもらう方法をとっているが、令和 7 年度の駆除実績は 75 羽にとどまる。この方法で本当にカラスが減っているのか、根本的な疑問が残る。 ・カラスを空中で撃ち落とすことよりも、工業団地を寝ぐらや餌場にさせない対策の方が重要である。駆除するよりも「来ないようにする」ことこそが対策の要点であり、そのための方策を検討してほしい。 ・仮に一時的に費用が増加したとしても、効果が見込めるのであれば、その対策を講じるべきである。毎年 60 万円を投じ続けるのではなく、ある年に建設事業等でまとまった費用を投じることで、翌年度以降は猟友会への委託が不要になるという方法があるのであれば、そちらを積極的に検討すべきである。 ・財政の観点からは、毎年同額を使い続けているという構造そのものが問題であり、現状のまま漫然と継続することは望ましくない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の誘致と操業環境の維持という観点から、工業団地に立地する企業がカラスやドバトによる被害を受けることのないよう、対策を講じる必要があると考えています。 ・一方で、現在の駆除については、個体数の減少という効果を検証できていません。ご指摘のとおり、駆除よりも「集まらないようにする」ことのほうが重要だという意見を受け止め、今後、他自治体の事例なども含めて情報を集め、寝ぐらや餌場とさせないための方策を研究していきます。 ・毎年同じ経費を投じ続ける構造そのものが問題だというご意見も踏まえ、根本的な解決方法・対策方法への転換を含めて、事業のあり方を検討していきます。

④ 長熊釣堀センター

外部評価の意見概要	市の回答
<ul style="list-style-type: none"> ・市が釣堀を運営する必要があるのかという点に、根本的な疑問がある。この施設で便益を受けるのは釣りをする方々に限られ、地域への波及効果は期待できない。長熊という場所に人が集まること自体が、市に何らかのメリットを生むわけではない。釣りをしない市民の税金を年間 1,300 万円以上投入していることは、他の納税者に対して説明しにくいのではないか。 ・利用実態を見ると、来場者のほとんどが市外の高齢者であり、しかも固定的な利用者が継続して使用している状況である。観光振興という施設の設置目的に寄与しているとは言い難い。 ・ヘラブナ釣りは玄人向けであり、素人が家族連れで訪れて気軽に釣れるものではなく、利用者の拡大が構造的に難しい。ヘラブナ専門の釣堀としてこのまま継続することには、極めて否定的である。 ・仮に釣堀として残す方向で考えるのであれば、魚種を変更すべきである。ニジマス等のトラウト系やブラックバスなどの管理釣り場は、釣りをする人々の間では予約が取れないほど人気があり、1 日 3 万円程度を支出する利用者もいる。ヘラブナに固執せず、そうした人気を集められる方向へ投資しなければ、費用対効果を上げることは非常に難しい。ただし、トラウト系は流れのある環境が必要となるため、流れを作り、ポイントを複数設けるといった設備投資が前提となる。その投資を回収できるだけの利用者が見込めるかを見極める必要があり、また、運営は市ではなく民間が行うことが前提である。 ・釣堀を廃止する場合も、単にため池に戻すだけでは済まない。深い箇所もあり危険性が高く、管理者がいなくなると人の目が届かなくなれば、かえって危険な場所になってしまう。転落防止等の安全対策を確実に講じる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が固定化し、観光振興施設として幅広い来訪者への波及効果を生み出すことが難しくなっているのが現状です。ヘラブナ釣りは経験を要するものであり、利用者層の拡大が構造的に難しいというご指摘についても、同様に受け止めています。 ・魚種の変更による集客力の向上については貴重なご提案をいただきましたが、相当の設備投資を要することや、投資を回収できる見込みを市が判断することは難しいことから、市が主体となって実施することは困難だと考えています。 ・栈橋をはじめ施設の老朽化が進んでおり、修繕には多額の費用が必要となることから、現状のまま運営を継続することは難しい状況です。 ・一方で、施設を廃止する場合もため池としての機能は残るため、転落防止などの安全対策が必要になります。抜本的な整備を行い、その後の経費がかからない状態にすべきというご意見も踏まえて検討します。 ・これらを踏まえ、施設の設置目的や市の負担に見合う事業となっているかを精査し、廃止も含めて今後のあり方を検討していきます。

④ 長熊釣堀センター

外部評価の意見概要	市の回答
<ul style="list-style-type: none"> ・ため池化にあたっては当然に費用がかかるが、釣堀を継続する場合と比較すれば、その後の継続的な経費は確実に減少する。今の旭市であれば、まだ投資的な支出を行う余力がある。ある程度予算に余裕があるうちに、一気に抜本的な整備と安全対策を行い、それ以降は経費がかからない状態にしておくべきである。 ・毎年漫然と同じ経費を投じ続けることの方が、財政上はるかに深刻な問題である。少し長い目で考えて判断すべきである。 ・以上を踏まえ、施設自体の廃止や別の活用も含めて検討すべきである。 	

⑤ 出張所の必要性について

外部評価の意見概要	市の回答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併から 20 年が経過しており、市民感覚としては、もはや出張所は必要ないのではないかという思いがある。証明書発行の実績を見ても、コンビニ交付が 29.5 パーセントに達している一方、出張所は 4.7 パーセントにとどまる。 ・ 出張所業務が証明書の交付に限られているのであれば、コンビニ交付の利便性をさらに高める方向に重点を置くべきである。コンビニで発行できる証明書の範囲を充実させていくことができれば、出張所の必要性はより低下する。マイナンバーカードの保有率も 8 割を超えており、コンビニ交付件数は毎年順調に増加していることから、コンビニ交付への移行を進める段階にある。 ・ 出張所でなければ対応できない手続きとして、手書きの古い戸籍や除籍証明など、戸籍関係の一部があるとの説明があった。しかし、これらは相続手続き等で必要となるもので、「明日までに必要」という緊急性の高い書類ではなく、必要が生じてから入手するまでに一定の時間的余裕があるものである。件数も極めて少ないことから、毎日対応できる窓口を維持する必要性は乏しい。 ・ 一方で、コスト削減額の試算については疑問が残る。資料では年間約 1,000 万円の減額が可能とされているが、これは各出張所で再任用職員 1 人を 3 施設分削減できるという想定に基づくものである。しかし、出張所には専従職員が置かれているのではなく、それぞれの施設の職員に兼務辞令を発令して対応している。出張所業務がなくなったとしても、公民館業務のために人員は依然として必要であり、単純に 1 人減らせるかは疑問である。この点は、意見のまとめにも明記すべきである。 ・ 3 つの出張所の段階的な廃止についても意見が出たが、一部の地域のみを廃止した場合、廃止された地域の住民から不満が生じる。廃止するのであれば、3 か所を同時に閉じた方がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンビニ交付の割合が増加し、マイナンバーカードの保有率も 8 割を超えるなか、出張所の利用は年々減少しております。コンビニ交付への移行を推進していく段階だという点は、市としても同様に受け止めています。 ・ ご指摘いただいた削減見込額については、改めて精査した上で、出張所が市民にとって欠かせないものかどうかを見極めていきます。 ・ コンビニ交付に必要なマイナンバーカードについては、取得するための支援を行っていきます。今後、コンビニ交付の更なる周知やその他の取り組みで補完できるのであれば、削減額の大きさにかかわらず出張所機能のあり方を見直していきます。 ・ なお、出張所としての機能を持ち続ける限り、証明書の交付に伴う事務や体制の維持といった負担は残ってしまうため、より必要性の高い他の事業に力を注いでいくという観点も含めて、包括的に判断していきます。 ・ 以上を踏まえ、出張所が果たしている役割や利用の実態を勘案し、今後のあり方を検討していきます。